

報告第 20 号

一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本県伝統工芸館の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫